
令和3年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

令和3年9月8日 (水曜日)

議事日程 (第3号)

令和3年9月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (13名)

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
5番 丸山 年弘君	6番 池永 巖君
7番 鞆野 希昭君	8番 工藤 久司君
9番 武道 修司君	10番 池亀 豊君
12番 信田 博見君	13番 田原 宗憲君
14番 塩田 文男君	

欠席議員 (1名)

11番 田村 兼光君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	教育長	久保ひろみ君
会計管理者兼会計課長			石井 紫君

総務課長	……………	元島 信一君	企画財政課長	……………	椎野 満博君
まちづくり振興課長	…	桑野 智君	人権課長	……………	樽本 知也君
税務課長	……………	今富 義昭君	子育て・健康支援課長	…	吉川 千保君
保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	野正 修司君	生涯学習課長	……………	古市 照雄君
監査事務局長	……………	田村 貴志君			

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
江本 守	1. パンデミックの中、町としてできることは	①ヤングケアラーについて ・町内のヤングケアラーの実態は ・抜本的な解決のための町の考えは ②経済的な理由で医療、教育を諦めさせない対策は
	2. 新型コロナウイルスワクチン接種について	①現在の接種状況は ②戸別訪問し、ワクチン接種の正しい説明が必要と考えるが町の考えは
	3. 築上町に住み続けるために	①持続可能な農業。液肥の安全性について ②福祉を受ける側の心の負担にならないきめ細かい福祉事業の推進について ③高齢者、障がい者が利用しやすい施設構築について ④ライフライン、特に上下水道の低料金化について
信田 博見	1. 築上町のPRについて	①町内の運送会社のトラックに築上町の宣伝をしてもらってはどうか ②キクイモ、ヤーコン、スイートコーン等を飲食店に売り込む努力を ③キャンプ場、メタセの杜、アグリパーク、伝法寺の庄、旧藏内邸等のPRのやり方を考えてはどうか
	2. 新庁舎について	①思いどおりにできたか ②もっとこうすればと思うところは ③1階、2階は狭いと意見があるが
	3. 町長の進退について	①任期が迫っているが町長の思いは ②やり残した事はあるか

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
池永 巖	1. 保育園の送迎用バスに残された園児が死亡の件について	<p>①本町の保育園は公立2、私立7、幼稚園1と10園あるが全ての園で送迎バスを使っているのか</p> <p>②この事故は決して許されるものではなく、本町の各園には送迎マニュアル、乗り降りのチェック記録はあるのか</p> <p>③園児の欠席に関する家族への問い合わせなし、この件に関する町内各園の規則、記録はあるのか</p> <p>④各園に関する町の監督、執行権は実行されているのか</p>
	2. 築城基地に関する住民立ち退き跡地について	<p>①防衛省管轄の住民立ち退き跡地は植林された所、牧草地的に管理されている所とあるが、これはどういう内容で区別されてきたのか（合併以前の内容であろうが）</p> <p>②立ち退き当初植林された樹木は、現在相当な大きさになり管理の難しい状況と見られるが、同時にイノシシ、シカの住み家、逃げ場になっているのでは</p> <p>③山村地区では国の補助金で山裾に鳥獣侵入防止柵が設置されているが、全方位囲まれては無く獣は餌の得やすい場所へと移動してきているのではないか</p> <p>④樹木が茂った場所は柵外が多くその管理も難しく、以前もらえていた侵入防止策も受益者一人ではもらえない。以前のように使用済みノリ網は手に入らないか</p>
	3. 築上町のコロナ感染者の人数・状況・今後の対応について	<p>①現在までの感染者人数及び年齢区分は</p> <p>②ワクチン接種済の人数及び今後の接種に関して聞きたい また、2学期が始まり、学生の感染拡大が心配されているが、現状高校生以下はワクチン未接種と思われる。12歳から15歳の予約が埋まったとも聞いているが高校生以下の接種の状況は</p> <p>③自宅療養者、入院治療者、特に重症者及び妊婦等について人数は</p> <p>④妊婦が感染し受け入れ病院が見つからず自宅出産後、新生児死亡の事例があるが町内に於ける妊婦への対応は</p>

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
北代 恵	1. 要保護児童対策地域協議会（要対協）について	① 検診未受診対応のため持ち運び可能な身長・体重計はあるか。在宅・就学前の子どもへのアプローチについて ② 「緊急度アセスメントシート」「子どもの安全確認チェックリスト」の使用基準について ③ 児童福祉法第25条の3に基づく情報の共有は役場内でされているか。他部署の認識は。要対協のメンバーは適宜追加されているか
	2. 子ども家庭総合支援拠点設置について	① 新川町長をはじめとする役場内他部署の支援拠点に対する意義や位置づけの認識について ② 支援拠点の設置目標時期、理念、目的について ③ 支援拠点のための「子ども家庭支援員」人員配置についての考えは

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） それでは、ただいまから始めたいと思います。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は8人の届出があり、本日の質問者は4人といたします。

ここで私のほうからお願いがあります。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問するようお願いをいたします。執行機関は、責任の持てる的確な答弁をお願いをいたします。

発言される方は挙手をし、議長と呼んでください。議員の方は、答弁をする方の指名をしてください。

なお、答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言をしてください。

質問する方は、前の質問者席から行ってください。議場内のモニターに残り時間が表示されます。残り時間が5分になりましたら、ブザーでお知らせをいたします。また、残り時間が1分になりますと、場内表示が秒数表示に変わります。

それでは、これより順番に発言を許します。

それでは、1番目に1番、江本守議員。江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 2番、江本守。町長、今日の一般質問はいつも短いけど、さらに短くやりますんで、よろしくどうぞ。

最初に、パンデミックの中、町としてできることは。

ヤングケアラーについて。町内のヤングケアラーの実態は。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 実態はということで、詳しいことは担当課長のほうからお答えをさせますんで、よろしくお願ひします。担当課長どうぞ。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

実態につきましてお答えいたします。

町内のヤングケアラーの実態につきましては、町独自の調査などは行っておりませんが、福岡県において県内60市町村の要保護児童対策地域協議会に対して、ヤングケアラーの状況調査が行われております。

その中で、実態を把握しているとした自治体が40%、該当すると思われる子どもはいるが、その実態は把握していないが40%となっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 県内のことは私も聞いておりますけども、この町においても、必ず該当する例はあると思います。

そこで、福祉課長のほうもお尋ねしたいし、また今、個人情報保護法は今回の議案にも上がっておりますけども、一部改正ということで。もう少し積極的に踏み込んだ調査をして、その実態を把握し、解決に向けたことをしなきゃならんと思いますんで、ちょっと福祉課長のほうも一言。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

先ほど、今の御質問につきましてですが、子育て・健康支援課長の答弁にもありましており、要保護対策協議会のほうで、今回、ヤングケアラーと位置づけではございませんが、そういった諸問題を抱えている子育て世帯についてのフォローアップはしております。

今後も引き続き、対策は取っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 抜本的解決のための町の考えはということで、答え願います。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

ヤングケアラーの把握につきましては、大変デリケートな課題であると当職では感じております。子どもは家族のために家事や介護をしているという思いから、自分自身がヤングケアラーであるという認識が少なく、当事者からの訴えが少ない傾向があること。

また、親はしつけの一環と思っていること。そして、家庭内のことであるので、表面化しづらいことなどから、学校をはじめ、保育所、地域などで、子どもの生活態度の変化などを注視し、気になる児童、生徒、家庭について関係機関と協力し、対応していくことが非常に大切であると考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 経済的理由で、医療、教育を諦めさせない対策はということで一言。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

医療の軽減についてでございますが、本町におきましては、ひとり親家庭医療、子ども医療、またジェネリック薬品の利用推進をはじめとした施策を通じて、医療費の負担軽減を図るとともに、住民健診や各種教室を開催して、健康の維持に努めているところでございます。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療につきましては、新型コロナ都合による無給等での療養休暇に対する傷病手当や保険料、保険税でございますが、新型コロナの影響により減収された方への減免、あと国民健康保険税のみではございますが、自己都合以外での離職者の減免の制度などがございます。

各制度につきましては、広報、ホームページに掲載、または世帯主への通知、チラシ等で周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 教育長のほうからも、ちょっと一言お願いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

教育委員会では、経済的な事情で就学が困難な児童生徒の保護者を対象として、必要な費用の一部を援助する制度を実施しております。対象者は、市町村民税が非課税または減免された家庭、児童扶養手当の支給を受けている家庭、その他経済的な理由により援助が必要な家庭となっております。

また、新型コロナウイルス感染症により、家計が急変して経済的にお困りの方は、教育委員会へ御相談をしていただくようにしておるところです。

援助の内容でございますが、学用品費、通学用品費、給食費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費等です。また、大学生、短期大学生を対象に、無利子の奨学金貸与も行っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 実は、全日本民医連、医者の方ですが、ここの最近の発表によりますと、日本人の死亡原因の第1位は、当然ながらがんです、63%程度。このうち2割の方が、コロナによる失業、そして保険税が払えない。こういう世帯が相当数おられるということと同時に、例えば、生活保護でどうにか生活する知識はありましても、周辺親族に迷惑かけたくないんでということで、それすら手続をしない。

それから、ヤングケアラーについては、本人はおろか、例えば貧困家庭だけじゃなくて、経済的ゆとりのある世帯でも、大学に通いながら、プライベートな遊びがなく、家に帰り、じいちゃ

ん、ばあちゃんの面倒、父さん、母さんの面倒を見て、そういう状況を友人が見て、あなたもこれヤングケアラーやないのと。

こういうふうなことで、例えば今言う国保税の減免とか、そういう認識すらない世帯が多いということで、私に言わせれば、先ほど言いましたように、個人情報の一部改正、国がされて、今町でも改正の見込みですけども、もう少し、プライバシーはありますけども、いろんな最悪のパターンにならないためにも、もうちょっと積極的な調査と介入というのが必要でないかと考えますが、いかがですかね。

○議長（武道 修司君） 誰に答えてもらったらいですか。

○議員（1番 江本 守君） 町長にまずお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） いろんな形がございますが、極力把握には努めてまいりたいと私たちは考えております。

そこで、やっぱりそれぞれヤングケアラーの該当する学校とか、それから地域においては、民生委員さん等々気をつけていただきながら、少しでも実態が把握できるような形でこういう、そして後、何らかの形で町のほうが、実態が明らかになればサポートしていくというふうなことは、当然やっていくべきではなかろうかなと思っております。

今、具体的にどうしようというのは考えていないんですけど、そういう一つの実態を出た今後の、早急に、こういう事態が出たときにはどうすると。

先般も、いわゆる小児がんの関係で、本町ではまだ該当者いませんが、もし出たときには、小児がんの子どもたちのサポートをしていこうというふうなことも決定しておりますし、ヤングケアラー、今、私が把握しているのは、全くないような状況でございますけど、現実的には。

もしこういうのが出たときにはどうするかということで、早急に関係者と協議しながら、一応方針をつくっていききたいと、このように答弁させていただきます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） ありがとうございます。

当然、今、町長が言われたことは十分承知の上なんですけど、私が言いたいのは、先ほどから言うように、民生委員が調査して知り得たということじゃなくて、もう少し法が一部改正されることを機に、もう少し積極的な介入すれば、本町において、ケアラーがゼロということは絶対にはいはずで。

それが言いたいんで、当然、情報として入った部分の対応というのは、今の回答で十分ですが、私が言いたいのはそうじゃなくて、もう少し突っ込んだあれが必要やないかと思えます。

今、以上、これで結構です。

次に、新型コロナワクチン接種について、現在までの接種の状況はということで。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

現在の接種状況につきましてお答えいたします。

令和3年9月4日現在で、接種完了に、町外での接種など一部計上できていないものを除いたものとなります。

65歳以上、1回目92.13%、2回目89.27%。とりわけ75歳以上の1回目の接種は99.8%です。16歳以上65歳未満、1回目64.7%、2回目49.52%。子どもの部分になりますが、12歳以上16歳未満、1回目33%、2回目は0%です。

全対象者での割合につきましては、12歳以上になりますが、1回目は75%、2回目は64%となっています。

現在、接種におきましては、16歳以上の未接種の方と12歳から15歳までの接種を実施しています。

年代別では、1回目の接種については、50歳代が約76%、40歳代が66%、30歳代は59%、20歳代は30%、10歳代は40%となっています。

予約の状況ですが、16歳以上の未接種につきましては、予約枠は埋まっていない状況です。12歳から15歳の接種の予約は、当初は予約枠がすぐに埋まる状況でしたが、現在、対象者がほぼ接種できるように追加日程を組みました。しかし、これにつきましては、約4割の申込み状況です。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） ありがとうございます。

次に、戸別訪問し、ワクチン接種に関する正しい説明が必要と考えるが、町の考えは。教えてください。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） このワクチンは、ある程度強制であれば、それは個別接種で家ごとに訪問して督促するわけで、あくまでもこれは任意だという形で、義務化していないということでございますので、あくまでも本人の意思を大事にしなければいけないということで、国・県もそのような立場を取っておりますし、本町もそれは、本町だけ特別に督促をしていくという形じゃなくて、本人の意思で打っていただく、もしくは保護者の意思でというふうな形で、それは個人の考えを尊重した考え方で、本町は今まで来ております。

今後も、やっぱりそれはそうしないといけないだろうと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 今、町長の答弁は想定範囲ですが、私が言いたいのは、例えばワクチン接種、今現在SNSとか、あるいは週刊誌、人から人へのデマが飛び交って、ワクチン接種に対する間違えた認識が浸透し過ぎています。

私は、個人的には義務化すべきという考えを持っておりますけども、私が言う戸別訪問して勧め、ちいうのは、ワクチン接種の意味すら理解できない世帯があるんでなかろうかと想像します。そういったところには、やはりこういう目的で、こういうふうですよという正しい認識を持っていただくための説明というのは、町独自にあっても全然いいんじゃないかと思っておりますけども、いかがですかね。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 戸別にちいう形になれば、周囲の人でもまたこういう形で、町のほうは督促に回っておるといふような形になりますし、これはこれでいかなものだろうかなと思っておりますし、広範的には広報、それから無線を通じて、デマ、それからいろんな形が、ワクチンは怖いとか、いろんなSNS等々が出ておりますが、それに関係なく本人の意思によって、ぜひという、そして後は、コロナ感染症の危機感によって、やはり接種率がだんだん上がってきたと、このように私は思っております。

というのが、今、一応変異種ということでデルタ株が出現しておりますが、これは子どもにも感染するというようなことで、当初、子どもの、いわゆる接種は少なかったわけでございますけれど、だんだん12歳以上16歳未満の方の接種希望が多くなってきたと。

若い人に限って、やっぱり基本的には私は接種しないという、決め込んでいる人が多々おられるんで、そういう形で、この方々も少しやはり感染率が高くなってきたということで、見直しをしながら接種に来られておる方もあるようでございますし、それぞれ町が、誰がどのような非接種なのか、それを把握して戸別訪問までしてできるちいう、それはちょっと無理じゃないかなという気がしますし、そこんところは本人の意思を必ず尊重していくというようなことで、啓発啓蒙は広報、それから無線等を通じてやっていきたいとは思っておりますし。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 町長が言われることは、十分私承知しておりますけども、私個人的に接する方には、よく説明しております。

私が言いたいのは、とにかく広報すら見れない人がいたり、意味すら分からないという、そう

いう世帯もあろうかと思うんですね。そういうところをやっぱり見過ごすというのは、いかなもんかということが言いたいだけです。

以上で、今の質問はいいです。

次に、築上町に住み続けるためにということで、1つ目に持続可能な農業ということで、液肥の安全性について、産業課長、ひとつお願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

液肥の安全性についてということで御質問でございます。

一般的に心配されがちな大腸菌、あるいは寄生虫の関係でございますが、液肥は製造の過程で、約3週間をかけて50度から55度の高温発酵をさせております。その過程で、大腸菌等の病原性病原菌、あるいは寄生虫等は死滅をするというふうに考えております。

また、肥料取締法で規定をされております、ヒ素、カドミウム等の重金属についても、本年3月の検査結果を見る限りでは、許容値を大きく下回っているという状況でございますので、液肥については安全性が確認できているのではないかと考えています。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） ありがとうございます。私はそういうふうに認識しているんですが、実は私の知り合いで、数十町農業をされている方の中で、うわさとして、間違えたうわさとして、糖尿病の人が使っているお薬による排せつ物、あるいは尿、そういう中に含まれている、そういう悪影響するお薬の成分が残ったままというようなことで、もちろんそれ以外にも抗がん剤とか、いろんなお薬飲んでいらっしゃる方は十分おられると思うんですが、そういう排せつ物の中に、そういう心配をして、そういううわさが流れたということで使用を取りやめたという者から、そういう話を聞いたんで、あえて安全性について問いかけをいたしました。

その問題については、それで結構です。

それから、次に、福祉の関係でありますけども、福祉を受ける者が心の負担にならないためのきめ細かい福祉事業の推進ということについて、担当課長お願いします。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

福祉事業の推進についてでございますが、福祉事業の推進、実施に当たりましては、相談者への対応をはじめ、実際に来られた方への配慮という面は、困難な面もございますが、配慮していかなければならないと考えております。

現に、そういった御相談があった場合には、相談室等を使って、周りの方と目につかないよう

な形で相談を受けるようなことも実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症において、今現在、各種相談系の事業は中止となっております。今度、緊急事態宣言解除等に当たって再開する際には、そういった相談窓口の開設等の周知のほうは、改めて行いたいと考えております。

現在、例えば障がいがある方についての配慮につきまして、具体的な施策としましては、子育て・健康支援課のほうで実施していますワクチン接種において、手話通訳者の配置等行っておりますし、保険福祉課で昨年度作成しました築上町地域福祉計画におきましては、音声コードの導入の試みを今回行いました。

今後も、そういった施策のほうを引き続き継続していきたいと考えております。

保険福祉課からは以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 今、課長のほうから説明頂いたのは当然のことですが、私がもう一つ言いたいのが、今コロナ禍で、ほとんど中止事業されていますけども、これから計画する福祉課、あるいは社協においても同じですけども、これ利用される障がい者等にとってはいいんじゃないかと一方的な考えの下に、今まで実施されたものもあります。

それは受ける側から、いつも世話になっとなるけ、しょうがないという形で参加するものもありました。

私が言いたいのは、とにかく実際に受ける側、個々の障がいによって様々ありますけども、受ける側の気持ちを十分配慮しながら事業を進めてほしいという、そういう思いであります。

次に、高齢者、障がい者が利用しやすい施設の構築について。

これ、町長の答え、答弁は120%想定できるんで、本当は今日休んでおるって聞いとるんやけど、副町長の個人的、あるいは見解を含めた答弁聞きたかったんやけど、休んでいるって聞いているんで、仕方ないんで、担当課のほうにお答え願います。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

町の施設整備についての考えということでございますが、ちょっと保険福祉課の一課長としてお答えできる範囲で、お答えさせていただきます。

高齢者、障がい者が、障がいある方に限らず、住民の皆さんが利用しやすい施設整備という図ることは、本町に住み続けていただくためには重要なことであるとは考えております。

既存施設の有効活用を図るとともに、施設整備や改築などにおかれましては、既存施設における使い勝手の確認や、効率的な改善手法の検討など行っていくべきだと考えております。不具合箇所とかが反映できるような施設整備を今後とも進めていくべきではと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 課長の範囲だと、そういうところだと思います。本来であれば、首長にしっかりした部分の考えを示してほしいんですけど、答えさせても一緒やけね。

ただ、何でもかこういことを言っているかと、私、去年の12月から、テーマこそ変えてきているけど、この施設のことに関しては、特に社協の移転の問題とか、そういったことを含めて、ずっと言い続けている。

この最後の質問においては、形こそ変え、中身はいつも同じであります。特に、利用する我々の側からの要望もあるし、築城の利用者の障がい者からも、今のままに何とかしてほしいという、そういう話も実際に聞いておりますので、検討委員会も大事やけども、町長のびしっとした考えがもっと大事であります。それから先に進まないんで。それを強くお願いしておきます。

その次に、ライフライン、特に上下水道の低料金化。これも私、ずっと議会に出始めてから、ずっと形は変えながら言っているんですが、従量制ちいうのは一番望ましいことやけども、それは無理やということも、町長のほうではっきりと明言しておりますので。

じゃあ、それならば、今の人数割の中でも、よそよりも高い下水料。これ、水は買いよるけ、ある意味仕方ない部分もありますけども、人数割の料金の低料金化。これ、私、議会出る前に、空き家対策の一環として、管理しよる者の身になって、1人分取られよったけど、これも今は町長の決断によって、私、出馬する直前に、町長が決裁してくれ、240件を超える世帯の人が随分助かっているように聞いております。

こういった形で、今の人数割の中でもいいけども、その中でもっともっと努力して値段を下げてほしいという気持ちで、この質問また出しております。

ずっと私、整合性もって、最後の質問はずっとつないできておりますけども、これ水道課長のほうでお願いします。

○議長（武道 修司君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田でございます。

公営企業は独立採算制の原則に基づいて、事業収入に伴う経費化によって経費を賄い、自立性をもって事業を行うものとなっております。

現在、下水道事業会計におきましては、令和2年度決算で、下水道事業収益が5億2,752万499円、下水道事業費用といたしましては5億4,690万2,154円、純利益といたしましては3,585万345円の黒字で、下水道会計は黒字となっておりますが、このうち一般会計から2億6,725万円の繰入れを行って、現在事業を行っているような状況でございますので、一般会計からの補助金の補填で会計を賄っているのが現状であります。

今般、料金の見直しということで言われておりますけれど、今後そのような、どういうふうな状況になっていくのか、下水道の加入も促進はしていきますけれど、かなりの収益を上げなければ、下水道料金を下げることはできないと思います。

従量制についても、今後見直し等できるのかどうか、その辺に関しては、水道の使用者と、自分で持っています井戸の使用者とが、そういったものも今後調べていかないと、どのような状況であるのかというのが、実態が把握ができておりません。かなりの井戸を使用されている方もいらっしゃると思います。

今後につきましては、検討も必要かと思われませんが、一般会計からの繰入れを今後も持続して入れていかない限り、下水道料金の低料金化というのは、実際のところ難しいのではないかと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） これも私、議員になってから、ずっと言ってきた、当初から答えることは同じなんよね。そのときから調べてみらないかんって。もう2年過ぎて、全然その間、調べてないかねって。私に言わせれば、従量制がどうのこうの、水道と井戸水掘ったところとのあれをどういうふうにするか。

実際に、豊前市なんか、やりよるんじゃないですか、井戸水のところ。1立米を基本としてって、やり方幾らでもあるんですよ。やる気があるかないか。

赤字は、今んままでも赤字。今後、従量制にしても赤字。それだったら、加入率が上がる方法を選択する必要があるんじゃないかって、こういうことを私ずっと言い続けているんやけど、従量制に変えんのんなら、人数割の中で、もっと値段下げろと。人口がどんどん減って、過疎債もいけども、やっぱり減った分確保するってぐらいの努力をせないかんのやないかというふうに思います。

下水道の決算なんか、どうせ委員会で決算承認があるんで、これも本当は必要なかったんやけど、やる気があるかないか。今2年たっても、その辺は全然調べてもおらん。もちろん決裁権がないけ、当然のことやけど。

以上で、私の質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） 引き続き、進めていきたいと思えます。

次に、2番目に12番、信田博見議員。信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ちょっと議長にお願いがあります。通告に、1、2、3とあり

ますが、ちょっと順番変えて質問したいと思います。3番を1番に持ってきて、1番を2番、2番を3番というふうにしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） はい、どうぞ。

○議員（12番 信田 博見君） それでは、町長の進退についてということです。

考えたら、一番大事なものを一番先に持ってくるのがいいんじゃないかと思ひまして、町長の進退についてというのを1番に持ってこようと思っております。

任期があと4か月ほどと迫っておりますね、町長。それで、今、町長、どういうふうな思いなのかということを知りたいと思っております。

その前に、町長が今までずっとやってこられたこととかいうのを、ちょっと私のほうから、思いつくままに言ってみたく思います。

町長は椎田で1期町長を務められて、そして築上町になって4期目ですね。あと、それが、あと4か月を残すのみとなっております。合計5期の長きにわたって、町長をやってこられたわけでありまして。

旧椎田町から町長をやったことは、まず本当に悪化した財政状況の立て直しを行いながら、椎田中学校の体育館を建て替えた。この椎田中学校の体育館、本当に急にできたというか、何かびっくりするほど急にできて、あまり普段見られないような京築ヒノキというか、側面ですべてヒノキを貼り付けた非常に立派な体育館ができました。

それから、隣にありますFM、このFMも本当に火の車であったFMを立て直しました。

それから、当時、工事が止まっていた下水。主に、農業集落排水事業でございますが、都市下水は合併してから取り組んだことでもありますから、椎田町の間は農業集落排水事業、これに着手というか、再着手になるんですが、しました。

それから、合併してからは、旧築城町というのが、非常に財政状況が悪うございましたんで、その立て直しというものも、非常にエネルギーを使ったのではないかなというふうに思っております。

それから、メタセの杜も開業はしてございましたけども、非常にいろんな問題、諸問題が抱えておりました、それも正常化したと、立て直したと思っております。

それから、老朽化が著しかった築城・椎田、一緒に使っておりました火葬場を建て替えまして、これ立派な火葬場ができました。

それから、旧築城町の庁舎があった場所、中央公民館もありましたね。あの跡地に、コミュニティプラザソピアを建設しました。

そして、築城中学の建て替え、液肥施設の建設、それから保育園の建設、そして、合併してから、ずっと念願であった庁舎の建て替えが、今年度に来上りました。58年ぶりの建て替え

ということで、町長としても、町長の任期中、一番大きな仕事であっただろうなと思われま

す。また、我々もこのときに議員であられたということに、非常にうれしく思っているわけでありま

すが、思い当たるとこ、ずっと並べば大体そんなもんですけど、忘れていたこともたくさんある

と思います。

一応、私は今、ハード面をずっと羅列しましたが、ソフト面で町長が頭の中に残っている

ものとか、そういうものがあれば、答えていただきたいと思います。

そして、肝腎なことなんですけども、これだけたくさんをやってんだから、町長、そろ

そろいいんじゃないのというのが、町民の思いじゃないかなと思うんですよね。でも、まだまだ

やり残したことがあるのかなと思います。

それで、今後、町長どうするのかと。5期目に打って出るのかということをお答えいた

だきたい。お願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私の去就についての質問でございますけれど、思い起こせば、先ほど信

田議員がハードの形のは列挙していただきましたが、やはりまず私は公約しておいたのが、

非常に椎田町のときも荒れておりました。

だから、心と体の健康を求めた生活の場づくりと、これをやはり基本テーマにしながら、行政

をやっていかないかかなということに努力をしたが、なかなかやっぱりこれ実現難しいんです

ね。ソフトという形、という形は、やろうと思っても、なかなか表に出てこないということでご

ざいます。

体の健康というても、受診率を上げ、国保の料金を下げると。これが本来のやり方だろうと思

いますし、それから心の健康というのは、やはり病的な心の健康、それから非行と、それから犯

罪という問題が出てきますが、これらを極力なくしていこうという形で携わって回ったんで、な

かなかやっぱりこれ難しいところがありますが、しかし、20年間、思い起こしてみれば、徐々に

やはり、これも少しずつであるけれども、よくなっているんじゃないかなと、私は振り返ってみ

れば考えられます。

そういう形の中で、まずはなおさら、今後以上、やっぱり心と体の健康を求めたまちづくり、

町民生活を豊かにしていくと。これを大事にしていかなければならぬだろうと思っております。

そしてまた、町民の利便性と。これもハードで利便性は打てるんですけど、ソフトの中でも、

やはりお互いが村づくりの中で、それぞれ助け合いの精神を、これもやっぱりソフトに入ってく

るんじゃないかなかと。

だから、地域福祉をもうちょっと充実したいなど。今までもやってきたんですけども、なかな

かこれもやっぱり世の中の移り変わりですか、この中で少しやはり近隣との付き合いが薄くなっ

てきておるといふ状況もございます。

これらをやはりもうちょっと地域ぐるみの、いろんな形が活動できるような実態の自治会の中で、ぜひお願いしながら、こういうまちづくりをやっていきたいなと思っておるところでございます。

やり残したとか何とか、そういう形でございますけれど、ハードについては、まだいろいろございます。

それから教育問題、今、ちょうど文科省のほうに提出をしております、新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業と。これを本町で、これを作文ちいうか、企画をしながら、文科省のほうに3月末までには提出をしなければいけないというふうな委託事業を受けております。

そして、この企画書が出来上がったときには、本町において、これを実現していくべき先駆的な事業という形の中で、全国のモデルになるような教育の環境改善先導的な事業という形でやっ
ていこうという形になっておりますんで、これをそういう一つ実現をしまいたいと思っておるところでございます。

それから、まだまだハードについても改善するところ多々ありますんで、いろんな面からして、まだ私も健康には非常に自信があります。先般、ちょっと事故でちょっと負傷したところございますけれど、これは健康には自信があるんで、来年の1月30日に行われる築上町町長選には出馬をいたしたいと、このように決意をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ありがとうございます。5期目に挑戦しますということでございます。そういうことで、まだまだやり残したこともたくさんあるということみたいですので、頑張ってくださいと言うしか僕らにはないんですけども。

4期目の最後の2年間ぐらいが、もうコロナ、コロナでもう大変だったと思うんですよね。これは、町内はもとより、日本、世界が、もう一変したというような状況であります。これが、今ワクチン接種しておりますが、いつ落ち着くのか、まだちょっと検討もつきませんけども、それを何とか乗り越えて、また元の活発なこの築上町に戻していく努力をしていただきたいというふうに思います。1番は、それで終わります。

2番目に、築上町のPRについてということで、町内の運送会社のトラックに築上町の宣言をしてもらってはどうかということ、一応書いておりますが、これ事務局がちょっと調べてくれておりますが、吉富町が、吉富の恐らく運送会社のトラックだったと思うんですけども、側面か後ろか、側面だったと思いますね、「九州で一番小さな町」というキャッチフレーズみたいなので宣伝しておりました。

これが何台分か分からないんですけども、ちょっと経費を事務局が聞いてくださっています。デザイン料が45万3,600円かかっておりますね。それから、今、描くんじゃなくて、プリントをぴちっと貼り付けるんじゃないかなと思うんですよね。そのプリント代が、これは高いですね、388万円かかって、これ何台分なのかがちょっと分かんないんですけどもかかっております。これだけお金かけて、どんだけの効果があるんかっちいったら僕はちょっと分かんないんですけども。

幸い、うちの町にも大きな運送会社が来ました。築城の基地の前のほうにですね。それから西八田のほうにもありますし、椎田南のほうにも何かとまっているようであります。そういうふうで、結構、運送会社が多うございますんで、全国を回るようなトラックがあるのであれば、非常に効果は、絶大かどうかは分かりませんが、あるのではないかなと思うんですけども、町長か産業課長か、どうでしょうかね。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

ただいまの質問の件ですが、吉富町が、先ほど説明があったとおりラッピングトラックをしております。平成30年に作成して、資料によると3台つくっているというふうに聞いております。面白い企画だと思います。公用車をラッピングしている自治体もあって、移動するPR看板として活用しているようです。

築上町においても、SNSやメディアなどを活用した町外への町の魅力発信、シティプロモーションが必要だと思いますので、今後検討して計画していければと思います。そのことにより、人口増とか観光客の増加、あと特産品の売上増加とか、その辺につながればと思っております。

あと参考事例になりますが、今年の3月に中津街道保存活用検討委員会で、中津街道の椎田宿のロゴマークができました。検討委員会のメンバーの会社で運送車両に掲示していただいてPRをしている事例がありますので御紹介させていただきます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ありがとうございます。中津街道の分は一応聞いています。この運送会社に1週間か2週間、10日前ぐらいには、でき上ったとかいう話もちょっと聞いたんですけども。私も塩田議員から頂きまして、車に貼っております。なかなかいいんじゃないかなと思うんですけど、それがちょっと見た目、よく分かんないんですけど、まあ宣伝にはなるのではないかなと思います。ぜひこれも検討していただきたいと思います。1社だけではなくて、できれば何社か、なるべく広範囲に動く車がいいんじゃないかなと思うんですよね。よろしくお願ひします。

それから次に、キクイモ、ヤーコン、スイートコーン等を飲食店等に売り込む作戦というか努力というか、そういったことを、やっぱり努力していただきたいと思うんですよね。

小倉にイタリア料理店があるんですけれども、知り合いが、「おいしいけ、食べにいつてみて」ということで行ったんですね。そしたら、スパゲッティーの中に、ペペロンチーノのスパゲッティーの中にキクイモが入っているんですね。明らかに見るからにキクイモ。キクイモを知っているから、そう分かるんだと思う。知らないで食べている人がたくさんあるんだろうと思いますけれども。キクイモが入っておりました。それで、「これおいしいやん」というんで、友人を連れていったりとかして、3回か4回行ったんですね。

そのときに、行ったときに、黒板みたいなのに、ずっと何々産の野菜、何々産のというのを書き出したやつを、僕は気がつかなかったんですけども、あったんです。そしたら、築上町のキクイモ、野菜も築上町の野菜、ずっと書いているんですよ。

そして、そのマスターというかオーナーに聞いてみました。そうしたら、「ああ、築上町の方ですか」と。「それはそれは」と。「私、築上町大好きでありまして、よく築上町に行きます」と。本庄辺りにもしょっちゅう出没しているようであります。そこら辺のキクイモをつくっている福田さんとか中安さんとか、そんな方たちと非常に仲よくしているみたいなんです。

ですから、そういう飲食店あたりにも、今はもうちょっとコロナで大変でしょうけども、売り込む作戦を何とかすれば、もっともっと盛り上がるんじゃないかと思うんですよ。どうでしょう。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 本町には営業部隊を持っておりませんが、一応、福岡県と町村会主催のふるさとフェアは、県の天神の公園の中でやります。そこには毎年出展はしておりますし、それから2年に1回、「町イチ！村イチ！」ということで、東京の有楽町の東京国際フォーラムでやっております。ここでもキクイモ、ヤーコン等々の築上町の特産品を、やはり健康志向の食品であるということで、特に観光大使の富永裕輔君も一緒に来て、キクイモの宣伝をしていただいたりとか、そういうことはやっておりますけれども、個別に商店の訪問というのは、まだ、これは上城井ふれあい協議会のほうが、これの宣伝をやっていただければありがたいと思っているんです。自治体としてはですね。ここで販路開拓をやっていこうということで。町は、まだ販路開拓までの専門班はおりませんので、一応、そういうひとつ計画を立ててすれば、町のほうはある程度の活動費は助成をしてもいいと、実行計画を出していただければですね、そういう形の中で、これはもう毎年というわけにはいきませんが、それぞれの年の実行計画を出していただければ、この販路拡張。

それから、できれば6次産品化してネット販売、これが一番手っ取り早いんですね。だから、築上町上城井ふれあい協議会という名称で、築上町はお墨付きを与えれば、ある程度、そういうひ

とつ信頼度も増えるのではなかろうかなと思っておりますし、そういうやはり地元産品の6次産品化、これがやっぱり大事だろうと、このように考えておりますし、そしてこれをネット販売、そしてまた、あるところではデパートに行って、一応商談行って、取り付けている町の特産品もあります。というのが、琥珀漬が湊にございますが、これは直接自分たちが努力しながらデパート辺りに販路を開拓していったと、こういう状況もございますし、やはりそういう関係者の努力が私は必要だろうと、このように考えておりますし、そうすれば、町は幾らでも助成はしていくというような考え方を持っておりますので、今後、また担当課のほうから、いかがなもんかという話は持っていてもいいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 産業課長、どうでしょう。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

今町長がおおむね答弁をされましたので、少し私のほうからちょっと補足をさせていただきたいと思えます。

町長が、ネット販売ということで答弁をされましたけど、今現在、今後の販売ツールとして、町の元気づくり協議会、これ生産者の皆さんで組織をする協議会でございますが、そこが主体となりまして、ICTを主体としたPRということで、グルメアプリを活用したキクイモ、ヤーコン等の本町の特産品の紹介を初め、レシピの動画配信というのも今年度計画をしております。これは、町のほうが補助をするという形でやっておりますが、このことが飲食店の方々へのPRにお役立ちできればなというふうに考えているところでございますし、また、昨年度につきましては、県が主催をする事業でございますが、「ふくおかけんのよか食材をめぐるバスツアー」というツアーがございました。これは、県内外のレストランのシェフ、あるいはバイヤー等が1台バスを借りて、貸切で各地の食材の産地を巡るツアーでございまして、昨年は、メタセの杜にも来られたというふうに聞いておりますし、あと議員がおっしゃられていたキクイモの畑ですね、その農家の皆さん等と見学に来られたということで報告を受けております。

コロナ禍ということで、今年度はちょっとどうなるか分かりませんが、ぜひこういう県の事業も活用しながらPRに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ありがとうございます。

次に行きます。やっぱりネットを利用したというか、SNSなんかフルに活用すると非常に

いいと思うんですね。それもやっていただきたいと思います。それからキャンプ場、それからメタセの杜、アグリパーク、伝法寺庄、藏内邸、これに浜宮の綱敷天満宮等も入るんでしょうが、そういった築上町の観光ですね、そういったものも宣伝をして、いろんな人に、今は無理でしょうけども、いろんな人に築上町に来ていただくという活動をやっていただきたいと思います。

キャンプ場、今年度に、200万ぐらい予算つけていただいたんですね。それで私、この前、見に行ってきました。テントサイトにしたらいいなという駐車場の部分が、かなり斜めになっていたのがフラットになっていました。そこに恐らく10区画できるのかな、ちょっと分かんないんですけども、10区画ぐらいできやせんかと思うんですけども、そこを、9月のこの緊急事態宣言が解除されれば、お試しキャンプみたいなのを募集しておるみたいなんです、いろんな焚火の仕方だとか、ロープワークとかいうのがあったかどうかは忘れちゃったけども、そういったのを企画しながらキャンプをしていただくという、月に2回ほどそういうのを来てもらうように計画しているんですけども、コロナがどうなるか分からないんですけども。

その来てもらう条件として、来て泊まった方は、必ずそれをSNS、フェイスブック、それからLINEなりツイッターなりいろんなものにアップをしてもらうというのが一つの条件なんです。それをしてもらうことにより、「請う拡散」とか書いていただければ、いろんな人がシェアするんで、かなりの人に行きわたるんじゃないかなと思います。ですから、メタセの杜にしろ、アグリパーク、いろんな我が町にもいい観光地が、観光地というか、観光施設がいっぱいありますので、そういったところも、ぜひとも宣伝して、このコロナが落ち着けば築上町が非常に活発化するというふうに、今、家から出られぬ間に、いろんなことを考えながらやっていただきたいと思います。これ誰に聞いたらいいなだろう。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） いろんな施設のPRのやり方ということでございますけれども、これは極力いろんな手段を使つてと、できれば、今キャンプ場辺りでコロナで全部全て閉めておりますんで何ですけど、一応Wi-Fiが今度使えるようになりました。松山先生のほうからちょっと話をしたら、少しどうかねということでNTTに当たっていただいたということで、NTTのほうはやりましょうというふうな形になったということで、場内だけしか通じないWi-Fiでございまして、これが一応可能になったということでございまして、そういうことで、PR、テレビのコマーシャルまでかけてやるかと、これはちょっと莫大な金かかるんで、地道にやっぱり口コミ、これがやっぱり一番いいと思います。だから、来た人に、ぜひリピーターをまたお願いしますというようなことで、どんどん友だちあたりに、旧藏内邸もそうなんです。一回来た人が友だちを連れてくると、こういう状況が、やっぱり多々出てきておりますが、今回、去年からコロナで来館者非常に少なくなっていますけれども、来た人には、そういう形でぜひ、おもて

なしの心ということで、あそこの従業員の皆さん、頑張ってくださいいておりますので、そういうことで築上町のいろんな施設に行ったら、非常にすばらしいよというロコミを大事にするような形で、そうすれば、息の長い施設運営につながるのではなかろうかなと思っておりますし、それから、観光についても、「官兵衛」があったときは、ある程度、一応、宇都宮関係で大分したんですけれど、こういうのも一過的なものになってしまうんで、やはりブームというのは怖いんですね。それはブームじゃなくて、ずっと継続した形で入会のお客さんが出てくると、これが大事だと思うんで、例えば、綱敷天満宮の辺りは、大体これもう定着しております。受験シーズン、それから梅のシーズンあたりで、すごい観光客が来ておりますし、これをやはり、いかに地元が販売をそこである程度、商工会あたりが力を入れていただけるかという形になりましようけれども、露天商の方が来て、今頑張ってくださいしておりますし、それはそれでよしとしながら、とにかく本町の観光に多く人が来ていただき、そして少しでもお金を落としていただけると、こういう状況が出てくれればいいかなと思っておるところで、宣伝してまいりたいと思っておるところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ありがとうございます。やっぱりみんなで我が町を盛り上げていかなきゃいけないと思うんですよね。今、フェイスブックなり何なり、いろいろSNS等もありますので、ぜひそれを使って内外に広めていきたいと言っていたきたいと思います。PRについては、以上で終わります。

次に、新庁舎について。念願だったこの庁舎ができました。非常にいい庁舎ができたと思っておりますが、町長に聞きたいんですけども、思いどおりにできたかと、ちょっと遅れたかもしれませんが、思いどおりにできたかということと、もう2番も3番も一緒にいきたいと思えます。もっとこうすればよかったという点があるのかということと、それから3階、4階はいいんですが、1階、2階の職員さん方々が、1階、2階は狭いという話があります。その点について、町長、どうでしょう。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 思いどおりにできたかといえば、少しは建った後、改善点はあるとは思いますが、本当、しかし、基本的には基準どおりにできておると、これ合併特例債の条件で、いろんなやっぱり制約がございます。本当はもうちょっと広くしたいとか、職員1人当たり何平米とか、そういう部屋のいろんな基準があるわけですね。その中で合致して行って、ある程度広くはとれたとは思っておりますが、先ほど指摘されたように、1階、2階は少しぎゅうぎゅう詰めになっておる。しかし、前の庁舎に比べれば、大分広がっています、実際。

それで、あと備品類が今非常に多いんですね。パソコンでも、個人持ちのパソコンと、それか

ら機器に接続した特別な、下の1階の住民票を発行するパソコンあたり、別のパソコンでございますので、そういう別の機械が、また置かざるを得ないというふうなことで、これをどこか事務室を別にすればいいけど、非常に利便性に欠けるような状況になってくるんで、やっぱりすぐ横に置かなきゃいかんということで、若干は3階の事務室に比べれば、少し窮屈かなと。

ただし、旧庁舎に比べれば、ある程度余裕があるんじゃないかなと思っておるところでございますし、そういうことで、何か足らんやったかという、ちょっとWi-Fiの電波が弱いと、これは感じております。というのが、リモート会議をやっても、なかなか入りづらいところもございまして、例えば、町長室でもリモート会議できません。もうリモート会議やろうとすれば、国道のすぐ近くの部屋でやらなければ入りづらい。それもよく入らない場合もあるんですね。何か電波がこの建物で阻害して入りにくいかなと思っておりますけれど。そして、お客さん専用のWi-Fiですので、廊下で入というのが基本にしておるようでございますので、それぞれの各事務室まではWi-Fiが入ってこないという現状が多くございます。これもどうだろうかなと思っておるところでございますけど、極力やっぱり出力は強くしたほうがよかったかなと思っております。

そういうことで、あといろいろございますが、許容の範囲内だということで、私は十分立派な庁舎になったなど、このような理解をしておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 我々、この庁舎ができる前に、新潟県に行ったりだとか、いろんなところに行って、どういう庁舎がいいんだというのをいろいろ勉強したんですけども、そんな中で、窓口に仕切りをつけていただきたい、これはどこもできているんで、あれは大丈夫、もういいと思います。

それからお願いしたことは、窓口で手続等が終わった後に、お客さんが帰られた後に、ポツと見たら、忘れもんとかしたるのに、ああと言っても、もう出ろうとしても、これ出口がないので大変だと。追っかけ行く間もない、みんなもう出てしまっ、もう車で帰ってしまうというような状況が、前の旧庁舎にはあったんですけど、今も1階はかなり出入口がないんですね。一番端と一番端に出入口あるんですけど、真ん中のほうはほとんどないんですけど、あれをもう一つぐらい出入口をつくってくれたらよかったんじゃないかなと思うんですね。今からせいって言ってもなかなか難しいでしょうけども、そのところが私は気がつきました。

それから、国連でSDGsが云々ということで、我々も何回か議会で質問いたしました。そのときに、各課の案内板、何々課、何々課と書いているところに、SDGsの第何番目、そのロゴを書いていただくと非常にいいなという提案もしておりますが、なかなかそれが実現されてお

ません。できれば、それもつけていただければ非常に分かりやすいかなと。この町は、SDGsに真剣に取り組んでいるんだという、よそから来たお客さん等も感じていただけるんじゃないかなと思う。ぜひ考えていただきたいと思います。その点どうでしょう。町長しかおらんか、町長。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、可能であれば、それはそれぞれ担当している課がしても結構だと思うんで担当課に任せます。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） それから、駐車場の線路側に公用車をずらっと並べてとめてあります。あの公用車は、もうずっと雨ざらし日ざらしなのかということですよ、あそこに車庫を建てる計画とかあるのかないのか。でも、今の車は非常にいいんで、少々雨ざらし日ざらしでも悪くはならないんですけども、どうなんでしょうね。何か見た目が、何となく、ちょっとどうなんだろうかと思うんですけど、どうなんでしょう。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今の車は、コーティングして、非常にしてもいい状況もあるんで。しかし、今、公用車、ちょっと多過ぎると私は思っております。使っていないのが毎日あっこにずらっと並んでおるんで、これをちょっと改善して、車検のときには一応減らしていこうかなと、私はそういうふうに思っておるんで、管財のほうにちょっと指示をしながら、減らせる車、減らせない車というのを吟味しながら、そして貸出しを。いるかは。それともう一つは、あそこに並べないで、使っていない、もうほとんど使っていない車は、向こうの、線路の向こうの駐車場に置いたほうが私はいいかと、そういう感じもしておりますし、使う頻度によって車庫の選別をやっているかな、そして、ほとんど使っていないのは支所あたりに置いてもいいかなと思っております。

そういうことで、少し車がたくさん買い過ぎておる嫌い、これが支所、それから本所という形で事務所が2か所あった関係で多くなった嫌いもありますし、そのところは少し合理化していきたいなど、このように考えております。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） そのところ、ぜひお願いします。

新庁舎になって駐車場が広くなりまして、もうどこにもとめるところがないという状況は、今のところないように思います。あの公用車が3分の1ぐらい減れば、3分の1ぐらいにじゃなくて、3分の1ぐらいが減れば、また10台かそこらはとめられるようになるんで、ぜひそのところやっけていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） 池永議員、次になりますけど、項目3項目あるじゃないですか。

○議員（6番 池永 巖君） はい。

○議長（武道 修司君） その1項目とか、午前中にやってもいいですか。質問1とか質問2とかいう。

○議員（6番 池永 巖君） そうですね、時間が今から10分ぐらい休憩してですね。かまいません。

○議長（武道 修司君） 分かりました。

それでは、ここで一旦休憩をいたしたいと思います。再開は11時30分からといたします。

午前11時17分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。

次に、3番目に、6番、池永巖議員。

○議員（6番 池永 巖君） 6番、池永巖です。通告書に基づき、質問させていただきます。

なお、前任者で質問があった内容については省かせてもらおうと思っております。いいでしょうか。

○議長（武道 修司君） はい。

○議員（6番 池永 巖君） それでは、質問をいたします。

1番目の、保育園の送迎用バスに残された園児が死亡した件についてでございます。これは、私どものまだ耳に新しい内容ではあると思いますが、福岡県で起きまして、園児の送迎バスに5歳の男の子が残されて、日中50度に上がったという調査がありますが、それに残されて亡くなったというような内容であります。本町におかれましても、公立の保育園が2つです。それから私立が7つ、それから幼稚園が1つと、10個の園があるようです。この各園において、園児を送迎するバスとか、他の車で送迎しておるとかいうそういう実態があるのかどうか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

今回の痛ましい事故を受け、当町といたしましても大きな衝撃を受けております。答弁に先立ち、亡くなられたお子様に対し、心から御冥福をお祈りいたします。

それでは、町内保育園のバス使用について、現状をお答えします。町内の公立保育所2園のうち、築城保育所では送迎バスを使用しておりません。椎田そらいろ保育園のみ使用しております。委託しております。

また、私立保育園の7園、幼稚園1園、全ての園において、送迎用バスを使用しております。以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 池永議員。

○議員（**6番 池永 巖君**） ありがとうございます。

それで、この園の送迎において、バスを使用するとか、ほかの車で送迎をするとかいう、そういう許可とかいうんですかね、そういうのも何かあるんじゃないかと思えますけど、教えていただきたいと思えます。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

保育園・幼稚園のバスの使用につきましては、特に厚労省の制限はないと把握しております。運輸局の許可があれば使用できるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 池永議員。

○議員（**6番 池永 巖君**） この種っておかしいんですけど、こういう形で子どもが亡くなったという事例が2007年ぐらいに北九州で起こっているという内容があるみたいなんです。この事故は、決して許されるべきものでもなかろうと思えますが、本町の園ですね、各園には、そういう送迎のマニュアルというのか、そういうのがあるんじゃないかと思えますが、その点について、ちょっとお知らせをお願いします。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

公立の椎田そらいろ保育園には、送迎マニュアル、記録簿ともに整備しております。

私立の7園のうち送迎マニュアルを有するのは3園、記録簿を有するものは1園となっております。それ以外の園においては整備されておられません。

送迎バスのマニュアルは、国のマニュアルが示されていないこともあり、これまでは各園で管理しておりましたが、このたびの事故を踏まえ、バス送迎時の職員体制や手順などを示した福岡県独自の福岡県安全管理標準指針が9月中旬に策定される予定となっております。県内の全保育施設に対しまして、登園の管理の徹底について指導を実施することとなっております。その際、送迎マニュアル、記録簿の整備がなされることとなります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。マニュアルは完備されておるということでございますが、築上町におかれましては、そのマニュアルを守って実行できておるかとか、そういうチェックの内容については、チェックがあったかどうかというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課、吉川でございます。

冒頭でお答えしましたとおり、厚労省では、そういった制限はございませんが、今まで町におきましては、送迎バスを含め、安全管理に対しまして、助言、指導を行ってまいりました。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） 恐らくこの事故を起こしたところも、送迎マニュアル、そういうのは決めておったことだろうと思います。ところが、やはり人間は、通常、簡単なことから、つい忘れるとか怠るとか、それが日常茶飯事になっていくんじゃないかならうかと思いますが。そういうことで、こういう内容についてはくれぐれも町のほうから指導するというような形で今後ともやってもらいたいと思います。

それから、今の内容に続くわけですが、当日、1人の園児が残っておったということは、園の学級が、学級がというと、時間が始まったときに誰々さんはいないというようなことで、即それが分かると思うんですね。それは、そのマニュアルの中で、いない場合は親御さんか何かそれに問い合わせるといふ、そういう規則もあったんだらうと思うんです。だけど、それも怠ったというようなことだろうと思うんですけど、この件に対して、築上町の園の規則等があるのか、その記録もあるのかというようなことでちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

公立の椎田そらいろ保育園につきましては、園児がバスの送迎場所にいない場合、電話連絡をとり、確認事項を記録に残しております。

私立7園のうち3園においては、園児がバスの送迎場所にいない場合、電話連絡をとり、ほかの2園は、送迎場所が自宅前のため、その場で確認、ほか2園は独自の対応をとっております。園児がバスの送迎場所にいない場合の問い合わせに関しても国のマニュアルが示されていないため、県独自の福岡県安全管理標準指針が示された後に対応方針を検討することとなります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） 築上町においても、そういうマニュアル、規則ができておるということで、これからもその内容については指導していただきたいと思います。本内容については、国県のほうから、ちょっと厳しい調査が入っておることだろうと思うんです。そういう内容もあって、これに事故が起こったということじゃなくて、通常、行政のほうの指導、そういうところの指導というか監督というか、そういう内容がなされておればというようなことを思うんですけど、それについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

私も、議員がおっしゃるとおりだと考えております。引き続き、町といたしましても、送迎バスを含め、安全管理に対し助言、指導を強化してまいりたいと思います。

このたびの事故を機に、なお一層、安全管理の徹底に努め、またバスでの送迎におきましても、今後、県独自の指針が示された後は、指針に基づき、安全管理の徹底の周知及び指導を実施いたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） それでは、よろしく申し上げます。この1番をこれで終わります。

それでは、2番目に入りたいと思います。築城基地に関する住民立ち退き跡地についてというようなことで、現在、メタセの杜を中心に、その周辺、それからナイキ基地がありますね、ナイキ基地の南側、築上町方面になるんですけど、みやこ町との県境は私もよくちょっと確認していませんけど。それから、私が住んでいる船迫、それから弓の師、上別府、その地域にわたって、大きい森、小さい森、それから個人の土地、森が、木が太った森が点在しております。その森は、防衛庁の土地、それから個人の山、ちょっとそここのところが私も弓の師地区で住んでいなかったんで、よく分かりません。

そういうことで、この防衛庁の立ち退きが始まったのがいつ頃か、私も定かではないんですけど、約半世紀近くになるんじゃないかなと思うんですが、その頃に防衛庁の跡地は木を植えるとか、そのまま更地で残すとか、そういう何か決まり事というか、そういうことがあったのじゃないかなと思うんですけど、すごくもう前のことになるんで、そういう内容について分かっておる方がおれば、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。池永議員さんの御質問についてお答えいたしたいと思います。

防衛省の移転跡地については、町のほうで管理をするのではなく、九州防衛局のほうで、今管

理をしております。御質問のあった件につきまして、九州防衛局のほうに問合せをいたしました。移転措置により取得した土地の分を空き地として今管理をしておると。そのうち、植栽により緑地帯として整備を行った空き地については、植栽地として管理を行っているということでございます。

その基準といたしましては、緑地帯整備は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の規定に基づきまして、航空機の騒音緩和に資するように、また、周辺住民の生活環境の改善にも配慮をして、その特性に応じて、緑地帯の形を剪定をして植栽をしているというふうにお答えを頂いている次第でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。以前は、立ち退き跡地に木を植える、木が太ってから防音を、音を吸収するというようなことで私ども話を聞いておったんですが、先ほど言いましたように、木がどんどん太ってですね。メタセの杜の近くに植えているメタセコイアですかね、それと最近、桜の木を植えておる、そういうところは、これ防衛庁の土地だということはよく分かるんですよ。それで、もうさっきも言ったかと思いますが、防衛庁の土地と一般の土地との区別が何かつかないような状況になっておると思うんですよ。

そういうことで、防衛庁の土地はという、そういう標識を、できたらつくってもらえたらと思うわけですが。これは防衛庁の管理だからというようなことで、今言っていますけど、やっぱり町としても、そういう要望を一緒にしていただきたいと思うわけです。それで、先ほどから森になっていっておるというようなことで、最近、イノシシ、シカが田舎のほうは本当に田んぼに入ってきて荒らしておる状態です。

それで、産業課の方なんかの指導で、田舎の山村地区の山すそには、今、もうほとんど金網の柵が設けられております。それで、山のほうに行けば、それが設けられておるから、今度はやはり獣、イノシシ、シカも、やはりこれは食べていかないと生活できないんで、だんだん下のほうに、下のほうというか海側と言ったほうが分かりやすいだろうと思うんですけど。それが下のほうに下ってきて、今は、今、東九州縦貫道ができていますね、あの辺からの田んぼとか、そういうのを、作物を荒らしている現状が見られるんですね。動物も、より安全なところに行って餌がもらえるというようなところに移動しておるんじゃないかならうかと思えます。

そういうことで、メタセ周辺の昔、以前に植えた植林が、木が太って、かざらがいっぱい巻きついて、ちょっと管理ができないような状態というか、時々管理はしておるんでしょうけど、それがこれからだんだんできないような状態になっていくんじゃないかと思うんです。そういうことになれば、ますますイノシシ、シカの安全な逃げ場というか、すみかになるんじゃないかならうか

と、そういうことが本当に心配されていくわけです。ですから、町としても、そういうことに助言をしてもらいたい、防衛省のほうに要望してもらいたいと思っております。そういうことで、ちょっとよろしくをお願いします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

移転跡地の管理についてなんですけども、先ほど申し上げましたとおり、九州防衛局のほうで管理を行っております。植栽地や緑地については、年3回、草刈りを行っているというふうに聞いております。

また、植栽地については、3回のうち1回については、道路沿いについては、幅刈り等を行って管理をしているということでございました。

池永議員さんが今おっしゃったように、木の丈が大分伸びて伐採したほうがいいのではなかろうかというような場合につきましては、地元の自治会長さんや地元の住民の方、もしくは自治体、築上町になるとは思うんですけども——のほうから、九州防衛局のほうに申入れをして、申入れを行った際に、九州防衛局の職員のほうが現地を確認して、伐採が必要であるというふうに認められた場合には伐採を行うというふうにお答えをいただいております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

それから、これは関連して、イノシシ、シカを防ぐというようなことで、2年前ぐらいまでは、国のほうから町を介してですが、イノシシ・シカ・鳥獣侵入防止柵、金網なんですけど、これを村のほうで要望してもらってございました。それが、去年かな、その件でちょっと産業課に聞いたところ、個人では今はもう補助できません、個人でも補助できる条件はあるんですけどというような話も聞いております。それで、受益者が3人以上おればというような援助できる、そういう話もその中で聞いております。なかなかやっぱりお金の関係でというようなことで、そういうことにしておるんでしょうけど、これもできれば補助を継続してもらいたいと思うわけですが。

以前、そういう補助を受けておったときに、海で使うノリ網ですね、ノリ網のもう古くなったものを一緒に町のほうで斡旋していただいております。それは安くもらっておったと思うんですけど。そういうことができないかどうか、それをちょっとお願いしたいわけですが、それについてお願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

議員お尋ねの件についてでございますが、まず侵入防止柵の関係の事業でございますが、これ

は国庫補助事業ということになってございまして、議員おっしゃられたとおり、採択の条件として、受益農家が3軒以上必要ということで条件があるわけでございます。1軒ではなかなか国庫補助事業での対応は難しいのかなというふうに考えております。

また、使用済みのノリ網についてでございますが、これは数年前から、例年、希望する自治会にお配りをしております。これは有料ではございますが、今年度も7月に希望調査を行って、今年度は12自治会に560枚をお配りをさせていただいたということでございます。

恐らく、これは県が有明漁協の使用済みのノリ網を有害鳥獣の侵入防止に活用するというところで、来年度以降も続くと思われまので、町としては来年度以降も斡旋をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。今話を聞きますと、使用済みのノリ網も、現在は配付しておるといことですね、希望者については。そうですか。ちょっと私はそのところ確認できておらなかったもので。分かりました。

そういうことで、先ほどメタセの杜を中心に、たくさんの森が点在しておるといこと、これは個人の力ではどうしようもならないんで、せめて防衛省が管理しておる森林、それから掃除については、もう毎年2回ぐらい草刈りをやっておるんで十分管理ができておるわけですが、林については防衛省のほうで管理していただくというようなことで、極力、現状から悪い状態にならないように、そういう指導をしていただきたいと思います。

それでは、最後までよろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 行ってください。

○議員（6番 池永 巖君） 3番目の、築上町のコロナ感染者の人数、状況、今後の対応についていこと、先ほど江本議員から、こういう内容についていろいろ聞かれたわけですが、現在までの感染者の人数及び年齢区分はいこと、この内容については、ちょっと質問なかったんじゃないかと思いますが。これ毎日広報されておるんで自分なりに調べれば分かったことですが、町のほうでそういう記録があれば教えてもらいたいんですけど。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

福岡県のほうで令和3年9月5日現在に発表した数字でちょっとお答えしたいと思います。昨年5月に築上町で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されてから9月の5日までに、90名の方が感染者の確認をされております。

年代別にいきますと、10代未満が2名、10代が10名、20代が25名、30代が15名、

40代が13名、50代が6名、60代が9名、70代が7名、80代が1名、90代が2名となっております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池永議員。

○議員（**6番 池永 巖君**） ありがとうございます。

それから、学校では2学期が始まっておるわけですが、2学期が始まったら、学生の感染拡大が心配されておる現状ですが、小学校・中学校において、築上町で特別な措置をやっておれば、その内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（**野正 修司君**） 学校教育課の野正でございます。

小中学校につきましては、2学期が始まってからの3日間は午前中授業とし、給食後、放課という短縮の授業をしたところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池永議員。

○議員（**6番 池永 巖君**） ありがとうございます。

コロナはなかなか収束する現状でもございませぬ。また、これがひどくなれば、また学校の休校とかそういうのもあるんじゃないかならうかと思いますが、今後とも十分気をつけていただきたいと思ひます。

それから3番目の自宅療養者、入院治療者、特に重症者及び妊婦等についての人数は、分かっておるところで報告できれば報告していただきたいんですけど。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

コロナ感染における自宅療養者に関する情報は、新聞報道等でもありましたとおりに県からの情報提供はございません。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池永議員。

○議員（**6番 池永 巖君**） 分かりました。

それから、最後の4番になりますけど、これも私ども報道でよく分かっておろうかと思ひますが、妊婦が感染し、受入れ病院が見つからず、自宅出産後、新生児死亡の事例があるわけですが、この内容については病院を8病院に連絡をとったけど、どこも受けてくれなかった、受け入れてくれなかったという内容については、各病院についていろいろ事情があつたんだろうかと思ひんですけど、事情もやっぱり予想されるわけですけど、本築上町でこういう事象が起こったときに

受入れ体制というか、そういう内容について準備できておるんか、ちょっとそれをお聞きしたい
と思います。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

妊婦さんへの対応につきまして、病状や疾患を初め、家庭環境などにより療養先は変わってま
いりますが、保健所によりますと入院先は確保されているとのことです。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池永議員。

○議員（**6番 池永 巖君**） ありがとうございます。分かりました。

これからもこういう特異な例が、コロナに関しては出てくんじゃないかなろうかと思いますが、住
民のためにできるだけのことを町としてやっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで午前中の質問を終わります。

再開は、午後1時からといたします。お疲れさまでした。

午後0時03分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。

次に、4番目に、**3番、北代恵議員**。

○議員（**3番 北代 恵君**） 3番、北代恵です。通告に基づいて質問させていただきます。

今年の3月のニュースで、福岡県警が発表した昨年1年間の児童相談所に通告された児童数や
摘発した児童虐待件数などが、統計を始めて以来、最多となったことが報道されました。

去年1年間に虐待疑いで児童相談所に警察が通告した件数は5,924人、このうち暴力など
の身体的虐待は938人、暴言などの心理的虐待は4,572人ということです。また、児童虐
待など警察による検挙数は177件となっており、福岡県警は、新型コロナウイルスによる在宅
時間の増加が虐待増加につながっているとしています。

児童虐待対応件数は年々増加の傾向にあります。1990年の全国データでは1,101件で
あったのに対し、2020年度には何と19万7,836件となっております。京築管内で見ま
すと、2020年の児童虐待相談件数は338件となっております。338件を少ないと思う

か多いと思うかですが、小児人口の割合に対する相談件数の割合を比べると、実は県内でも、田川、大牟田に次いで、京築は3番目に多いという数字になります。この事実はとても大きな問題であると捉えております。

福岡県内でも、児童虐待に関するとても痛ましい事件が立て続けに発生していることは、皆様も御存知のことと思います。平成30年12月発生の1歳児死亡事例、令和2年4月発生の5歳児死亡事例、令和3年2月発生の兄弟児3名死亡事例、令和3年3月発生の兄弟児3名死亡事例です。テレビや新聞などでニュースにもなっておりましたので、この場では詳細は控えますが、これらの事例について、福岡県のホームページにおきまして、5月と7月に児童虐待事例検証報告書が公開されました。このような悲惨な事件を二度と繰り返さないためにも、私たちはこの事例について学び、我が町に住む全ての児童が安心安全、健康に育つことができるよう教訓を生かしていかなければならないのではないかと考えます。

そこで私は、私のできることとして、我が町の体制を公の場で広く周知し、改善点があれば、それを求めていきたいと思い、今回質問させていただきます。

まずは、本町の要保護児童対策地域協議会についてお尋ねいたします。要保護児童対策地域協議会は、以後、要対協と省略させていただきます。築上町では、平成16年の児童福祉法改正を受けて、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や、支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができるという規定の整備の下、築上町では、平成18年にこの要対協が設置され、これまで様々な取組みをされてこられたことと思います。

また、要対協の重要な三層構造である代表者会議、担当者会議、ケース会議などしっかりとした体制を整えてくださっており、また京築児童相談所との頻繁な連絡体制も整えておられ、とてもすばらしいと感じました。職員の方の御努力に感謝申し上げます。

まずは、簡単で結構ですので、この要対協の代表者会議、担当者会議、ケース会議について御説明いただけますでしょうか、お願いします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課、吉川でございます。

築上町要保護対策地域協議会につきまして説明させていただきます。

北代議員がおっしゃいましたとおり三層構造になっております。

初めに、築上町要保護児童代表者会議というのがございます。この役割につきましては、虐待問題への認識の向上、そして次に出てくる実務者会議が円滑に行われる環境づくりとなっております。会議の開催については年1回以上、それから随時課題が上がったときに行われるようになっております。構成員としましては、町と11の機関で構成されております。主に京築児童相談

書や豊前警察署、福岡法務局などです。活動につきましては、要保護児童に関する情報交換や支援内容の協議、それから広報啓発活動を行います。

2つ目ですが、担当者会議でございます。こちらは個別ケースの総合的な把握を行います。年に4回程度、これは自治体により回数は異なっておりますが、当町では年4回程度、定期的に担当者会議を行っております。構成員としては、直接の担当が構成しております。例を挙げますと、京築児童相談所の町の担当、それから築上町のスクールソーシャルワーカーなどです。活動としましては、方針や支援方法、役割分担、ケースの進行管理、定期的な情報交換の場となっております。

3つ目に、個別ケース会議でございますが、これは教育委員会、私どもの子育て・健康支援課、保健福祉課など主体は問われず、課題を把握した部署が主体となって開催しております。ですので、開催時期は、課題が発生した時期、随時行っております。構成員といたしましては、児童相談所を初め、直接関わりを有している担当者となっております。活動の内容としましては、支援方針や役割分担の決定及び情報共有の場となっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 御説明ありがとうございます。

先ほど述べた痛ましい事件の検証報告書の中では、要対協と児童相談所との連携がとれていない部分や、細かいアセスメントが実施されていないことが、大きな課題として幾つか挙げられておりました。細かい部分にはなりますが、この検証報告書の提言を基に、幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、平成30年12月発生の1歳児死亡事例です。この事件が発生した市町を仮にB市とします。検証報告書の一部を読み上げます。

B市は母親を養育支援が必要な特定妊婦として認識していたが、支援者である父親や親族の状況等、養育環境の把握を行っていない。B市は、父親が母親へのDVの疑い等があることを聞いていたが、夫婦の関係性の把握を行っていない。B市は、当家庭は養育力不足のため見守り支援が必要とされていたにも関わらず、身長や体重などの発育状況を確認していない。B市は健診未受診が続いていたにも関わらず、安全確認や家庭全体のアセスメントを行っておらず、虐待に対する適正なリスク判断がされていない。

とあります。

そこでお尋ねなのですが、町では、健診未受診の幼児や児童の状況を把握するために、持ち運び可能な身長・体重計などを備えていらっしゃるでしょうか。また、在宅で保育園等に行っていない就学前の子どもについては、どのようなアプローチをされているのでしょうか。これは福

岡ルールにのっとして、目視でも身体状況の確認などはしていらっしゃるでしょうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課、吉川でございます。

持ち運び可能な身長計、体重計は有しております。子どもの安否確認の際、存在目視だけでは、それでは十分ではないと考えておりまして、特に体重の増減に留意する旨、課内で確認しております。

以上です。（発言する者あり）当町では未受診の赤ちゃんは把握というか、いないというところで理解しております、確認しておりますが、子どもさんへのアプローチとしましては、赤ちゃん訪問を初め、療育支援事業、そして乳児健診など健診、そして幼稚園、保育園の巡回相談、療育事業情報交換会、それから窓口を設けております子育て世代包括支援センターなどにより、子どもの健康状態の把握に努めております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。目視だけでは十分でないというふうに御認識をされているということで安心いたしました。また、持ち運び可能な身長・体重計などを備えていって、今現在のところ乳幼児健診未受診の方はいってないということで、少し安心をしているところでございます。

次に、令和2年4月発生の5歳児死亡事例、令和3年2月発生の兄弟児3名死亡事例、令和3年3月発生の兄弟児3名死亡事例についてです。検証報告書の一部を読み上げます。

児童相談所や市町は、保護者との関係形成に苦勞し、会うこと自体が目的か、このため家族の課題や困難をどうすれば軽減、解消できるかといった踏み込んだ支援ができていなかった。児童相談所や市町は、継続的に子どもや家族を支援し、関わりながら、子どもの死亡という事態を防ぐことができなかった。

とあります。また、

児童相談所や市町は、子どもに対する身体的、心理的虐待が発生していないかの確認に注力し、子どもと面談し、直接話を聞くことや、関係機関から子どもがどんな話をしているかの情報収集を行っていない。虐待リスクを把握するための家族全体のアセスメントができていない。

とも記されております。

そして、提言の一部には、市町村の要対協は、体重減少や乳幼児健診未受診など発育状況が把握できないケースについて、体重の確認を必須とする緊急度アセスメントシート及び子どもの安

全確認チェックリストの活用を徹底することとあります。

そこでお伺いしたいのが、この緊急度アセスメントシート及び子どもの安全確認チェックリストは、どのようなケースで現在使用されているのでしょうか、教えてください。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課、吉川でございます。

児童虐待におきましては、特に、初期段階での対応が重要であり、また子どもの置かれている状況や背景を的確に把握し、同じ項目、同じ基準で緊急性の認識や虐待のリスクを関係機関で共有することが重要とされていることから、御質問にございました緊急度アセスメントシート及び子どもの安全確認チェックリストを用いることとしています。

使用についてですが、児童虐待の通告を受けた場合に、通告者から通告内容を確認し、関係機関の協力を得て情報を収集し、シートやリストを作成することとしています。そのため、児童虐待相談を受けた場合は、全ての通告において、同シートやリストを使い、円滑な情報共有を図るとともに、役割分担を行い、早期対応に努めております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） ありがとうございます。通告を確認されて、その中で関係機関の情報収集を行い、それからシートの作成を行っているということで、通告があったら必ずシートを作成しているということでしょうか。ありがとうございます。

この緊急アセスメントシートと子どもの安全確認チェックリストというのが、この検証報告書の中でもとても重要なものとされておりまして、よろしく願いいたします。

続いて参ります。政府は、全ての児童が健全に育成されるよう児童虐待について発生予防から自立支援まで、一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるとして、平成28年5月27日に児童福祉法の一部を改正しました。

この改正では、児童福祉法の1条で子どもの権利、主体性が明確化され、同法10条の2では、市区町村は拠点の整備に努めなければならないと明記されました。また、平成29年にも児童福祉法が改正されており、この改正では、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導の司法関与ができることとなりました。

さらに、令和元年にも同法は改正されています。この改正では、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化などに関することが盛り込まれる形となりました。このときの改正で変更となった一部に、25条の3があります。今までは、要対協は関係機関へ情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めることができるとされておりました。しかし、これだ

けでは、医療機関やその他必要な機関へ必要な情報を求めたときに、相手側から個人情報の漏洩はうちの機関としてはできないと断られることが多かったそうです。

しかし、この25条の3の改正で、関係機関等は協議会から資料、または情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないという内容に改正されました。この改正を根拠に、要対協から情報や資料を求められた機関は、これに応じるよう努めなければなりません。当然、要対協の構成員には守秘義務が課せられており、守秘義務に、もし反して秘密を洩らした場合には、1年以下の懲役、または50万以下の罰金が科せられることとなっています。しかし、ケースによって適宜、構成員メンバーの追加ができるようになっており、構成員同士の情報の共有は柔軟に対応できるようになっております。

子どもを守っていくためにどうやっていくか、どのようなところと手をつないで、いつまでにどのような状態をやるのか、これを決めていくのが要対協の大切な役割ではないかと思えます。

そこで質問なんですが、この児童福祉法25条の3を根拠に、要対協は情報を得られやすくなったという状況になることが理想ですが、本町では、対象児童の家庭環境や状況などを把握するために、担当課だけではなく役場内の横のつながりは保てていらっしゃるでしょうか。例えば、税務課、住民生活課など家庭環境を把握するための情報を別の部署、別の課に求めた場合は、それに応じる準備はあるのでしょうか。

また、必要な要対協のメンバーは適宜追加されていらっしゃるでしょうか。税務課長と住民生活課長にもお伺いしたいんですが、お願いします。

○議長（武道 修司君） 今富税務課長。

○税務課長（今富 義昭君） 税務課の今富でございます。

この件につきましては、私もそこまで詳しくは存じていませんが、こういう情報の関係につきましては、通常、課長名で伺いをくだされば、うちのほうは情報は出すようにはしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

先ほど税務課長が答弁しましたとおりでございますが、具体的に少し例を申し上げますと、以前、こういった要保護の関係の研修会がございましたが、それにつきましては戸籍の担当者も同席するというところで行っております。

そして、町全体のことになりますが、先ほどから申し上げますとおり、子どもや家庭を巡る問題は大変複雑化しており、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が求められております。相談内容に応じ、関係課と連携を図り、情報共有を行うことで、虐待の早期発見、早期対応に努めております。他部署におきましても同じ認識と理解しております。

また、要対協につきましては、先ほどの三層構造になっておりまして、代表者会議と実務者会議のメンバーは追加などされることはございませんが、個別ケース会議におきましては事例ごとにメンバーが変わってくるのが当然でございますので、ケースに関わる関係機関が出席し、アセスメント、バイアスのない評価を行います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。ほかの部署の方も情報提供の要請があったら、それに応じる準備があるということで理解をいたしましたので、少し安心いたしました。ありがとうございます。

各課の皆さんは、この同法25条の3が改正されたことによって、この法の主旨というのを酌んでいただいて、情報取得、情報供与にぜひ協力していただけますようよろしくお願いいたします。

では、次の質問に参ります。政府は、これらの平成28年、平成29年、令和元年の児童福祉法改正と度重なる児童虐待死事件などを踏まえ、令和4年度までに全市区町村に児童福祉法10条の2に基づく子ども家庭総合支援拠点の設置を求めています。市町村に求められる支援拠点とは、どのようなものなのか、今までの体制とどう違うのかをしっかりと認識し、設置へ向けて準備を進めていただきたいと考えます。

よくあるお声としては、今までの体制の看板のすげ替えになるのではないかとということです。もしくは、物理的な場所や建物の設置のみで中身は変わらないのではないかとのお声です。児童福祉法の理念に基づいて設置するこの支援拠点は、単なる看板のすげ替えだけで終わらせるのではなく、きちんとした機能の設置が求められています。

この支援拠点に求められる幾つかの重要な要件があります。まず1つ目が、虐待対応のみでない全ての子ども・家庭の相談を受けながら、地域の全ての子どもや家庭の相談に対応するための子ども支援の専門的機関、地域の資源を有機的につなぐ在宅支援、基本的には18歳までの全ての子ども・家庭・妊産婦へ切れ目のない継続的な支援、個人でなくチームで支援する体制の構築、運用、児童福祉法10条1項1号から4号までの支援業務、支援拠点と児童相談所との役割の違い、これらのことが重要な要件となっております。児童相談所の一時保護や介入強化だけでは切れ目のない継続的な支援が難しいため、支援拠点では地域の資源を生かした切れ目のない支援が求められています。

このことから、市町村の支援拠点とは、児童相談所の下部組織として位置するのではなく、役割の違う対等機関とも言えます。そして、これからは児童相談所主体の支援ではなく、継続的な支援が可能である市町村主体の支援に切り替わっていくことが考えられます。児童相談所が点

での支援だとすると、市町村の支援拠点では面での切れ目のない支援というイメージです。

この子ども家庭総合支援拠点は、あくまでも自治体の努力義務とされていますが、本町では、その支援拠点の設置を考えているとお伺いいたしました。支援拠点の重要性を御理解され、設置に御尽力いただいております、誠にありがとうございます。

その設置に当たり、幾つかお尋ねしたいのですが、新川町長は、この子ども家庭総合支援拠点の意義や位置づけなどはどのように認識されていらっしゃるのでしょうか。また、担当課だけではなく、他部署の方々への子ども家庭総合支援拠点に対する認知は、どのようにして図られているのでしょうか、教えてください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この子ども家庭総合支援拠点の設置ということで、これはもう前向きにやっております。そういう形で専任の職員も一応配置をして、そして、法では1名、2名という形で配置をしなければならないわけでございますので、できれば2名ほど一応確保して、1名は非常勤になるかも分かりませんが、1名は職員を配置していくと、そういう形で、そして他部署との連携という形になれば、庁議あたりでこの議論を重ねていくという形になろうと思えますし、それとまた、それぞれ、一応担当する課同士の話し合いと、これもやっていくというふうな形で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） もう一つ先ほどお伺いしたのは、他部署の方々への認知というのは、どのように例えば研修を行うなど、そういった認知の図り方というのは既にされているのでしょうか。それともこれからされる御予定なんでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 他部署は、まだ今から、今までやっていないので、これからやっていくという形になって、当初は庁議といいますか、庁議の中で、それからいわゆる職員連絡会の中で、こういう形で拠点事業設置を行ってやっていくんだということで理解を求めていきます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。これから認知を図って研修などを行っていただけないかということでもよろしくお伺いいたします。

職員の皆様へ、拠点として求められる役割、具体的な運用方法などについて、まだまだ理解を深めていただくことがとても大切なことではないかと考えております。要は、看板のすげ替えではないか、今までの体制とどう違うのか分からないというようなお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、ぜひ職員の皆様への認知や、この支援拠点の本当の意義、意味というのを、そ

ういう理解を深めるための研修などに、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願
いします。

では、続いての質問に参ります。築上町では、この子ども家庭総合支援拠点は、いつまでに設
置をされる予定でしょうか。また、子ども家庭総合支援拠点の目的と理念というのは決まってい
らっしゃいますでしょうか。これからお考えになる場合は、どのようにその目的や理念を明確化
される予定でしょうか、教えてください。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

子ども家庭総合支援拠点の設置につきましては、全国各地での児童虐待事案の発生を受け、児
童虐待防止対策体制総合強化プランが策定され、市区町村における相談体制を強化するため、令
和4年度までに子ども家庭総合支援拠点を設置することが目標とされています。ですので、現在
は努力目標となっております。

当町といたしましては、令和4年度中の設置に向け、準備を進めているところでございます。

また、子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子
ども等に関する相談全般から通所、在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や、必要な調
査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担うことを理念としています。

地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関、体制を整え、
支援が必要な家庭の早期発見、虐待の未然防止、そして再発防止に至るまでの切れ目のない支援
を行い、町全体で子どもの命を守るという協力体制の強化を目的としています。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。今しっかりと理念と目的をおっしゃって
いただきましたが、もし組織が、令和4年度中の設置を目標にされているということでしたが、
組織が設置されて、しばらくすると当初の目的やこの理念というのがだんだん薄れていきます。
他部署の認知も下がってくる可能性もあります。ぜひ1年後、3年後の組織の姿を想像しながら、
目的や理念をしっかりと明確化していただきたいと思います。

特に、条例や規則、要綱などによる明確化が最も効果的ではないかと考えます。人員やメン
バーがいつか入れ替わったとしても、要綱などがあれば、目的や理念を引き継いでいけるのでは
ないかと思しますので、要綱などの整備は今後お考えでしょうか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

私も北代議員がおっしゃったとおりと理解しております。申し送り、引継ぎがございますが、

年数がたつてまいりますと、その基準が下がってくる場合が多々ございますので、要綱化するなどして文書にとどめたいと考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） ありがとうございます。ぜひともそのように進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それと、先ほど新川町長がちらっとおっしゃったと思うんですが、この子ども家庭総合支援拠点は、本町の人口で見ても、支援拠点の規模というのは小規模A型というのに分類されることと思っております。小規模A型の基準としては、子ども家庭支援員という職員が常時2名配置されないといけないという形になっているかと思っておりますが、本町ではどのくらい的人员をお考えでしょうか。先ほどちらっとおっしゃいましたが、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

先ほど町長が答弁したとおりでございますが、こういったことも想定して、当町では助産師の採用を2名行っております。よって、状況にもよりますが、当町では子ども家庭支援員として、1名から2名の配置を考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） 先ほどたしか1人は専任で1人は兼任というふうにおっしゃっていたかと思うんですが、もちろん兼任業務の職員になる場合もあるかと思うんですけれども、たとえ兼任業務の職員の方であっても、例えば何時から何時は支援拠点専任というふうにしていただくとか、支援拠点に専任で2名いらっしゃる、けれど、そのうちの1人は兼任の職務があるという形でも構わないと思っておりますので、あくまでも支援拠点専任の職員という形で、兼任であっても2名の配置を、常時の配置をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） ちょっと私が先ほど言ったのを、ちょっと聞き間違えて、私は非常勤と言いましたんで、兼任じゃございません。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） 兼任ではなくて非常勤ということは、常勤の専任職員というのは1人しかいないということでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 一応、基本は2名となっているけど、本庁のあたりでは、一応1名プラ

スという形でかなうという理解を、私、しているんで、1名プラス非常勤ということで、時間的に制約、短時間的な勤務という形になるかと思えますけどですね、そういう形で一応配置をしていこうと、このように考えております。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

町長の答弁に補足でございますが、先ほど議員がおっしゃられた小規模A型に属するところから、当町では、子育て世代包括支援センターと支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合限り、勤務形態を問わず、常時1名体制でもよい、体制でも可となっております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） ありがとうございます。では、小規模A型の場合は、そのように対応されるということで。ただ、お一人は専任の職員がいらっしゃるということですね。では、そのようによろしく願いいたします。

繰り返しになりますが、二度と子どもが、このような被害に遭うような悲惨な事件が発生することがないように心から願っております。私たちができることは、しっかりとした機能を持つ体制をつくり、必要な家庭、必要な支援をつなげていくことだと思います。市町村にできるこの子ども家庭総合支援拠点は、地域資源を有効活用することができます。言い換えれば、地域資源のことに詳しいのは市町村であるとも言えます。既に職員の方々は御努力をされていらっしゃると思いますが、やはり先ほど挙げましたような痛ましい事件が立て続けに起こっておりますので、いま一度気持ちを新たにさせていただき、地域資源を有効活用しながら、未来を担う子どもたちと一緒に守っていかれたらと思います。よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。これで本日の一般質問を終わります。残りの質問については、明日9日に行います。

○議長（**武道 修司君**） 本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時38分**散会**
